

平成24年度 事務事業評価シート（平成23年度実績分）

事務事業名	協議会負担金等		部課コード	0509	予算事業科目	010202010202	事	単	区分	継続	
所管部署	担当部局	財務部	部長名(2次評価者)	黒田 直稔		個別事務	一部	010202010202	-		
	担当部署	市民税課	所属長名(1次評価者)	杉本 義浩			-				
	電話番号	088-823-9421	E-mail	kc-050900@city.kochi.lg.jp			-				

1 事業の位置付け

予算科目(平成24年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け										
会計	01 一般会計	大綱	00	その他の行政経費及び一般行政経費							政策基本方針
款	02 総務費	政策	00	その他の行政経費及び一般行政経費							
項	02 徴税費	施策	00	その他の行政経費及び一般行政経費							
目	01 税務総務費	区分	00	その他の行政経費及び一般行政経費							

2 事業の根拠・性格

法律・政令・省令	地方税法第447条	法定受託事務	その他の行政経費及び一般行政経費
県条例・規則・要綱等			
市条例・規則・要綱等	高知市税条例第87条		
その他(計画, 覚書等)			

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税の納税義務者		
意図	どのような状態にしていくのか	高知県下の軽自動車税に係る申告窓口を一元化し, 納税義務者の利便性向上と申告受付事務の合理化を図る。高知県から転出した軽自動車の情報を取得し, 軽自動車税の適正課税を実施する。		
手段	事業実施体制等	高知県下の市町村で構成する高知縣市町村軽自動車税運営協議会	事業開始年度	昭和40年度
			事業終了年度	
活動内容	どのような事業活動を行うのか	高知市は高知縣市町村軽自動車税運営協議会に対して負担金を支払う。高知縣市町村軽自動車税運営協議会は軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税の申告受付業務を、(社)全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所に業務委託し, また高知県外へ転出した軽自動車の情報を取得するため、(社)全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所と情報提供契約を締結する。		
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方	
	A	申告受付件数	納税義務者が提出する申告書は, 軽自動車税課税の基礎である。	
	B	転出車両情報取得件数	県外転出車両の情報取得は, 課税客体の適正把握, 適正課税につながる。	
	C			

4 事業の実績等

			21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	申告受付件数	目標					
		実績	36,013	33,498	34,635			
	B	転出車両情報取得件数	目標					
		実績	2,826	2,526	2,602			
C		目標						
	実績							
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)	2,933	2,968	3,045	2,967		
		財源内訳	国費 (千円)					
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)					
			一般財源 (千円)	2,933	2,968	3,045	2,967	
	翌年度への繰越額 (千円)							
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	740	720	720	740		
		正規職員 (千円)	740	720	720	740		
		その他 (千円)						
		人役数 (人)	0.10	0.10	0.10	0.10		
		正規職員 (人)	0.10	0.10	0.10	0.10		
		その他 (人)						
総コスト= ① + ② (千円)		3,673	3,688	3,765	3,707			
市民1人当たりコスト (円)		11	11	11		総コスト/年度末人口		
年度末住民基本台帳人数 (人)		339,714	339,130	337,875				

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

--

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 24 年 9 月 5 日）

評価項目		評価基準	1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	A	4.0	<p>本事業は、地方税法及び高知市税条例の規定により、納税義務者が提出する、軽自動車税申告書の受付業務が主たる事業であり、軽自動車税の課税事務には不可欠なものである。</p> <p>また、軽自動車税の適正課税を実施するためには、課税客体の適正把握が必要である。（社団）全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所を業務委託先とする申告受付業務は、納税義務者の利便性が高く、市民ニーズにマッチしていると判断される。</p>
		B (3) 一部結びつく			
		C (1) あまり結びつかない			
		D (0) 結びつかない			
事業内容の有効性	② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	B	5.0	<p>軽自動車税の申告受付業務は、（社団）全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所を申告窓口とすることで、合理的で円滑な運営を実施できている。事業目的は十分に達成していると考えられる。</p> <p>また、軽自動車税の適正課税を実施するためには、課税客体の適正把握が必要であり、当該法人に業務委託することで県外転出車両の情報取得について、課税客体の把握に極めて有効となっている。</p>
		B (3) 横ばいである			
		C (1) 少ない、減少している			
		D (0) ほとんどない			
事業実施の効率性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	A	5.0	<p>軽自動車税の申告受付業務は、（社団）全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所を申告窓口とすることで、合理的で円滑な運営を実施できている。事業目的は十分に達成していると考えられる。</p> <p>また、軽自動車税の適正課税を実施するためには、課税客体の適正把握が必要であり、当該法人に業務委託することで県外転出車両の情報取得について、課税客体の把握に極めて有効となっている。</p>
		B (3) 概ね達成している			
		C (1) あまり順調ではない			
		D (0) 十分な成果を望めない			
事業実施の公平性	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	A	3.0	<p>本事業は、高知県下の市町村で構成する高知県市町村軽自動車税運営協議会が実施主体であり、軽自動車税の申告受付業務は（社団）全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所を業務委託している。</p> <p>同協議会への負担金については、その大部分が業務委託料であり、委託料に係る人件費の単価等は、低額に設定していると考えられるが、ここ数年は据え置きし変更していない。なお、経費削減の余地がないか検討していく。</p>
		B (3) 概ね妥当である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 見直しが必要である			
事業実施の必要性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	B	3.0	<p>本事業は、高知県下の市町村で構成する高知県市町村軽自動車税運営協議会が実施主体であり、軽自動車税の申告受付業務は（社団）全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所を業務委託している。</p> <p>同協議会への負担金については、その大部分が業務委託料であり、委託料に係る人件費の単価等は、低額に設定していると考えられるが、ここ数年は据え置きし変更していない。なお、経費削減の余地がないか検討していく。</p>
		B (3) 行政主体が望ましい			
		C (1) 検討の余地はある			
		D (0) 十分可能である			
事業実施の公平性	⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	B	3.0	<p>本事業は、法令に基づき納税義務者が提出する、軽自動車税申告書の受付業務が主たる事業であり、受益者の偏りはないと判断される。</p>
		B (3) 概ね効率的にできている			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 十分可能である			
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	B	3.0	<p>本事業は、法令に基づき納税義務者が提出する、軽自動車税申告書の受付業務が主たる事業であり、受益者の偏りはないと判断される。</p>
		B (3) 概ね保たれている			
		C (1) 偏っている			
		D (0) 公平性を欠いている			
事業実施の公平性	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	B	3.0	<p>本事業は、法令に基づき納税義務者が提出する、軽自動車税申告書の受付業務が主たる事業であり、受益者の偏りはないと判断される。</p>
		B (3) 概ね適正な負担割合である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 検討すべきである			
総合点	15.0	総合評価	<p>A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)</p> <p><input checked="" type="radio"/> B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)</p> <p>C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)</p> <p>D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)</p>		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 24 年 9 月 5 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
A 事業継続	一次評価のとおり
<input checked="" type="radio"/> B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--